

パブリックコメント手続結果

令和 3 年 3 月 25 日

案件名	東松山市みどりの基本計画	
-----	--------------	--

案 の 公 表 期 間 (意見募集期間)	令和2年12月1日 (火)	～	令和2年12月21日 (月)
意 見 提 出 者 数	2 人		
担 当 部 署 (問合先)	都市整備 部 TEL (0493) 21-1425	都市計画 課 (直通)	(公園 グループ) 東松山市役所分室増築棟 2階

●提出された意見の概要及び市の考え方

No.	提出された意見の概要	意見に対する市の考え方
		別紙のとおり

●提出された意見により修正した箇所とその理由

No.	修正した箇所	修正した理由
1	39ページみどりのエリア 3)田園・丘陵型みどりエリア 2文目 「準絶滅危惧種のオオタカの営巣エリアをはじめとする動植物の生態的ポテンシャルを有する中核地区」を 「準絶滅危惧種のオオタカの営巣エリアをはじめとする動植物の生息地や生育地となるポテンシャルを有する中核地区」に修正します。	本文内で用いている「生態的ポテンシャル」が一般的な用語ではなく、よりわかりやすい表現へ言い替えるため。

●提出された意見の概要及び市の考え方

No.	提出された意見の概要	意見に対する市の考え方
1	5ページ「何をすればいいの？」に関して、案の記載は、何をすればいいかの回答になつておりません。2013年のみどりの基本計画策定後、平成28年11月に国土交通省より「都市における生物多様性指標（簡易版）」が公表されております。これを参考に、「コゲラが生息できるようなエコロジカルネットワークの形成を図るために緑地の連続性を維持すること」などと具体的に何をすればいいのかをわかりやすく記述してはどうでしょうか。	「生物多様性の確保」についての「何をすればいいの？」の部分は、一般の方に向けた都市の発展とこれに伴う樹林地の伐採に関する市の基本的な考え方を述べている部分になります。 ご意見後半のエコロジカルネットワークに関しては、基本的な考え方を計画案の第3章 3-3みどりの将来像 みどりの拠点3)生物多様性のみどりスポット、及びみどりのエリア3)田園・丘陵型みどりエリア後半の本文内に盛り込んでいるため修正は行いません。
2	12ページ(3)自然的条件調査1)動植物相調査について、16年に渡る東松山市動植物実態調査の結果が、今年の春に「東松山市の生き物 散歩道で出会える動植物」としてまとめられました。調査・執筆を担当した内田博氏は、11月27日に森田市長を表敬訪問しており、鳥業界では知らない人はいないくらいの著名な鳥類学者です。このような専門家による貴重な調査結果を計画に反映してはいかがでしょうか。	第2章の調査については、次章以降の構成に大きく影響するため、計画策定時に即した内容構成を基本としていますので、原案の修正は行いません。 なお、ご意見の図書における主要な指摘事項である外来種の増加、在来種の減少などの内容及び対策については、策定中の環境基本計画内で整理をしています。
3	30ページ(1)環境保全機能に資するみどりの現況と評価について、生産緑地が増えているとの記載がありますが、所有者の高齢化や離農で減っているのではないのでしょうか。	2-4調査結果の整理(1)環境保全機能に資するみどりの現況と評価内で述べている「都市的土地区画」とは、農地を宅地や雑種地などの用途へ転用すること表します。都市的土地区画へ転換され、農地や生産緑地の面積は減少していることを表しているので修正は行いません。
4	30ページ(4)景観形成機能に資するみどりの現況と評価について、花いっぱい運動には、在来種ではなく主に外来種が用いられているため、生物多様性の確保に関する課題があることを付け加えていただきたいと思います。	2-4調査結果の整理は、みどりの現況調査や市民アンケートの結果を反映させ、取りまとめた内容を述べています。公共花壇に植え付けする品種の選定については、個別取り組みの中で検討すべきものと考えますので修正は行いません。
5	32ページ本市のみどりに関する課題のまちなかのみどりに関して、課題として「外来種ではなく、在来種による緑化の推進」を盛り込んでください。	2-5課題の整理では、策定時に実施した市民アンケートの公共施設の緑化推進要望、駅周辺のみどりが少ないとの課題を整理し、まちなかのみどりに対する全般的な内容を述べています。緑化材料の選定については、個別取り組みの中で検討すべきものと考えますので修正は行いません。
6	39ページ3)田園・丘陵型みどりエリアについて、里山・斜面樹林・営農環境での生物多様性の観点を考えるなら、オオタカだけでなく、サシバやミゾゴイが営巣できるような環境も生態的ポテンシャルを有する中核地区として保全の対象にすべきだと思います。生物多様性が豊かな里山であることを示す指標種としては、オオタカよりもサシバやミゾゴイが代表的なので、サシバとミゾゴイも入れてください。	3)田園・丘陵型みどりエリアの本文では、「オオタカの営巣エリアをはじめとする・・・中核地区として保全」としております。はじめとするの中に他の鳥類の生息地が含まれるものと考えますので修正は行いません。

●提出された意見の概要及び市の考え方

No.	提出された意見の概要	意見に対する市の考え方
7	<p>42ページ1. 市内全域におけるみどりの確保量（緑被率）について、「まちなかを重点的に新たなみどりの創出に努めることで、市内全域のみどりの量を確保する」とあります。が、計画策定時から中間年次までの5年間で約200ヘクタールものみどりが失われています。これは、主に農地や山林が減ったことが理由だと思います。今後も農地の宅地化や200件ほどある太陽光発電設備未稼働案件の開発等により山林が減ることが予想される中、まちなかのみどりの創出で補うのは無理があると思います。農地や山林などの自然的緑地を確保する抜本的な対策が必要ではないでしょうか。</p>	<p>「これら（42ページ本文2段目の丘陵地に広がる里山・雑木林、市街化調整区域に広がる農用地区域をはじめとする農地、及び河川区域）のみどりの保全に極力努めるとともに、まちなかを重点的に新たなみどりの創出に努めることで・・・」と述べており、まちなか以外のみどりについても保全の対象となっています。</p> <p>具体的な施策として、まちなか以外（市街化調整区域）の宅地化を抑制するため、都市計画法第34条第11号の区域を縮小するなど土地利用の面で制限を強化する方針です。</p>
8	<p>太陽光発電自体は推進すべきですが、生態系維持、二酸化炭素吸収という機能を持つ森林を皆伐して裸地にする野立て太陽光発電は、本計画の要旨と対立し、市民の生活を脅かしています。市としては太陽光発電に関するガイドラインで一定の規制はしていますが、現時点では「個人の財産権」を理由に市として積極的な里地里山保全策を打ち出しているとは言えません。</p> <p>土地所有者は、高齢化、移住などで維持が困難になっている事情が背景にあり、市は今後の「みどり保全」策として、地域住民や地元の生態系維持に取り組む団体などが維持管理することを条件に固定資産税を免除するといった新たな仕組みを考えていくべきです。</p>	<p>ご意見で頂いた民間所有の樹林地保全については、50ページの基本施策2-1 樹林地・樹木を守る仕組みづくりに記載のとおり既に制度化されているものがあるため、引き続き制度の活用に向けて啓発に努めていきます。</p> <p>合わせて51ページの基本施策2-5 樹林地を管理する人材の育成において、基金などを活用して人材育成の検討をしていきます。</p> <p>これらのことから修正は行いません。</p>